

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
別表2 接続形態 2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等	別表2 接続形態 2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等
別添1のとおり	別添2のとおり
	附 則（平成27年2月27日西設相制第10136号） この改正規定は、平成27年2月27日から実施します。

別添 1

2－2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
262	携帯・自動車電話事業者	当社等	当社
398	携帯・自動車電話事業者	当社等	特定端末系事業者

第 2 表（参考）		第 3 表	第 4 表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
E 1	特定中継事業者	当社	特定中継事業者	
E 1	特定中継事業者	特定端末系事業者	特定中継事業者	

別添 2

2－2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
262	携帯・自動車電話事業者	当社等	当社
		中継事業者	
		中継事業者及び当社等	
398	携帯・自動車電話事業者	当社等	特定端末系事業者
		中継事業者及び当社等	
501-8	端末系事業者	当社等	国際系事業者

第 2 表（参考）		第 3 表	第 4 表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
E 1	特定中継事業者	当社	特定中継事業者	
E 1	特定中継事業者	特定端末系事業者	特定中継事業者	
C 1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	